

治験審査委員会の審査事項、迅速審査事項及び報告事項

作成年月日：2025年11月1日

対象事項	内 容	区 分	
		審 査	報 告
1) 治験使用薬等の臨床試験に係わる標準業務手順書	改廃※ ----- 語句などの軽微な修正及び整備	○	○
2) 治験審査委員会標準業務手順書	改廃 ----- 語句などの軽微な修正及び整備	○	○
3) 治験実施の可否		○	
4) 治験継続の可否	治験実施計画書 改訂 ----- 治験依頼者の組織・体制の変更等に伴う軽微な改訂	○	不要
	症例報告書 改訂（初回審査時に提出された場合） ----- 誤記訂正等の軽微な改訂	○	不要
	治験使用薬概要書 改訂	○	
	同意説明文書 改訂	○	
	治験責任医師からの重篤な有害事象の発生	○	
	副作用情報及び当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報	○	
	副作用情報：定期報告において報告すべき副作用がない場合 （定期報告と書式16が提出された場合は、審査必須）		○
	審査後1年を経過する治験（治験実施状況）	○	
	被験者募集広告の実施及び変更（軽微な変更を除く）	○	
5) 治験の終了・中止	中断及び開発の中止を含む		○
6) 契約の変更	治験の内容に関する事項	○	
	治験責任医師の変更に係る事項（職名変更の場合は提出不要）	○	
	治験分担医師の追加	▲	
	治験分担医師の削除	▲	
	治験契約期間の延長	▲	
	契約症例数の追加	▲	
	被験者の健康被害の補償に関する事項（期間更新等の軽微な変更を除く）	○	

▲：迅速審査でも対応可能な案件

※：医師主導治験における手順書は、以下を対象とする。

- ①モニタリングに関する手順書
- ②監査に関する計画書及び業務に関する手順書
- ③治験使用薬の管理に関する事項を記載した文書

本表に未収載の事項は、病院長（治験事務局）の判断において処理できるものとする。